共同生活援助事業所

「ひまわりの家」

【共同生活援助とは】

共同生活援助は「障がい者グループホーム」とも言われ、障害者総合支援法により「設備基準」「人員基準」が厳しく定められており、事業所開設には市町村の指定が必要です。

「ひまわりの家」は、「家事」「食事」などの援助があれば共同生活できる軽度の方が対象です。

【建物概要】

- ・所在地:角館町水ノ目沢63-2
- ・木造二階建て 5名×4ユニット、合計20名まで入居可能
- 平日の日中は、ほとんどの方が就労支援事業所等に勤務します。

内訳	料金•備考				
家賃	30,000円/月	長期入院等は応相談			
水道光熱費	冬期以外:16,000円/月 冬期:21,000円/月	水道•電気料金			
共益費	5,000円/月	洗剤、消毒用品、 トイレットペーパー、 ティッシュペーパー など			
食費	朝食300円、夕食300円 ※昼食は1食300円にて提供可能です	1食の料金です (朝食・夕食30日の場合、18,000円)			
1か月料金 (30日計算) 朝食・夕食含む	<u>冬期以外:69,000円</u>(1か月31日の場合、食費600円が加算され、69,600円となります)<u>冬期:74,000円</u>(1か月31日の場合、食費600円が加算され、74,600円となります)				

※補助が、ひと月につき10,000円あります。

障害福祉サービス利用料金は裏面をご参照ください

【本件についてのお問合せ】

<u>TELO187-42-8451 (担当: 髙橋までお願いいたします)</u>

【障害福祉サービス(共同生活援助)利用料金】

利用料金は支援区分により定められています。

	区分1 以下	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
利用料	1,710	1,880	2,970	3,720	4,560	6,000
利用者 負担額	171	188	297	372	456	600

福祉•介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)

所定単位数の14.4%



【本件についてのお問合せ】

TELO187-42-8451 (担当: 髙橋までお願いいたします)